

広島県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十年三月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成十九年広島県選挙管理委員会告示第七十二号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成十九年三月六日提出の「宮崎まさかつ後援会」の平成十八年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
宮崎まさかつ後援会	収入・支出の総額 支出総額 1,359,060 円 翌年への繰越額 648,741 円 支出の内訳 1,359,060 円 政治活動費 857,025 円 機関紙誌の発行その他の事業費 830,025 円	収入・支出の総額 支出総額 1,540,765 円 翌年への繰越額 467,036 円 支出の内訳 1,540,765 円 政治活動費 1,038,730 円 機関紙誌の発行その他の事業費 1,011,730 円 政治資金パーテナー開催事業費 181,705 円	平成二〇年三月一七日